令和９年度茨城県立高等学校等新入生への学習者用端末等の購入情報提供業務協定募集要領

令和８年10月

茨城県教育庁学校教育部教育改革課

ＩＣＴ教育推進室

１　目的

本県では、県立高等学校等において、個人所有のタブレット型端末等の機器（以下「端末等」という。）の持込みにより、生徒１人１台端末を活用した授業を行っている。

【学習者用端末の導入に関する県の基本方針】

・端末等の仕様	県が示す「県立学校　推奨仕様書」を基本とし、各学校で決定するが、文部科学省が示す「GIGA スクール構想の実現　学習者用コンピュータ最低スペック基準」（ただし Wi-Fi モデルを基本とする。）を最低基準とする。 ただし、iPad の旧機種（リフレッシュ整備済）も選択可能とする。（採用の可否は学校で判断） 授業では、Google Workspace for Education 等の端末 OS に依存しないクラウドサービスを活用するため県として OS の指定はしない。 学校で OS を指定する場合は、合格者及びその保護者等（以下「保護者等」という。）に十分にその理由を説明し、理解を得ること。（特に、iPad の旧機種を採用の際は、学校から保護者等にスペックを含む懸念事項等の説明が必要。）
（共通）	在学中は、OS サポート期間内であること。
（WindowsOS 端末）	Home エディションを可とする。 有償のウイルス対策ソフトを必須とする。
（iPadOS 端末）	各学校の判断で、「キーボードを必須としないこと」は差し支えない。 キーボードを使用する場合は、Bluetooth 接続でないキーボードを推奨する。
・端末等の価格	端末本体について OS ごとに次のように想定している。 ・ChromeOS 端末：1 台 70,000 円(税込)程度 ・WindowsOS 端末：1 台 90,000 円(税込)程度 ・iPadOS 端末：1 台 75,000 円(税込)程度 ・iPadOS 端末(リフレッシュ整備済)：1 台 55,000 円(税込)程度 ※上記価格帯が困難な場合もできるだけ安価であることが望ましい。
・端末等の充電	生徒が自宅で行う。
・端末等の管理	生徒が管理する。県は、MDM（Mobile Device Management:端末を利用する際に一元的に管理する仕組み）等で一括管理はしない。
・端末等の購入方法	どの販売事業者から購入しても差し支えない。 県としては、希望する学校に対し、保護者等が端末等を購入しやすいよう端末等の購入案内チラシによる情報提供を行う。
・その他	経済的に困難な事情を抱える生徒に対して、県が整備した端末等を貸与するなどの支援を行う。（ただし高等学校、中等教育学校が対象）

本募集要領は、令和９年度茨城県立高等学校等新入生への学習者用端末等の購入情報提供業務（以下「本業務」という。）について、協定の相手方を選定するにあたりプロポーザルを実施し、応募した者の中から業務協定候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　概要

⑴　業務協定名

令和９年度茨城県立高等学校等新入生への学習者用端末等の購入情報提供業務協定

⑵　業務内容

別添「令和９年度茨城県立高等学校等新入生への学習者用端末等の購入情報提供業務協定仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

⑶　業務協定相手方数

・ChromeOS 端末及び WindowsOS 端末の販売事業者	最大３者
・iPadOS 端末の販売事業者	１者
・iPadOS 端末（リフレッシュ整備済）の販売事業者	１者

※「ChromeOS 端末及び WindowsOS 端末の販売事業者」及び「iPadOS 端末の販売事業者」や「iPadOS 端末（リフレッシュ整備済）の販売事業者」の複数に応募することは差し支えない。

⑷　業務協定期間

協定締結日から令和９年６月 30 日まで

⑸　経費等

本業務に係る経費等は、全て協定を締結した販売事業者の負担とする。

⑹　スケジュール

項目	日程
募集期間	令和８年１０月１９日（月）～令和８年１１月１６日（月）
質問受付期限	令和８年１０月２９日（木）午後４時まで
質問回答予定日	令和８年１１月　９日（月）
企画提案書等提出期限	令和８年１１月１６日（月）午後４時（必着）
審査結果の通知予定日※	令和８年１１月２７日（金）
協定締結予定日※	令和８年１２月　４日（金）

※あくまで目安として示すものであり、応募数、企画提案書の内容により変更する場合がある。

⑺　協定締結以降の主なスケジュール

項目	日程
配付チラシ枚数・見込需要数暫定値提供予定日	令和９年１月中旬
配付チラシ枚数・見込需要数提供予定日	令和９年２月下旬
各校へのチラシ発送（学校到着）期限	令和９年３月１０日（水）
各校の合格者発表	令和９年３月１１日（木）
各校の合格者説明会（端末導入方法の説明、端末購入の支援内容等の説明等、チラシの提供）	各学校で開催 令和９年３月１９日（金）頃
チラシでの端末等販売開始日	各校の合格者説明会当日
令和９年４月末日までに配送完了（端末を注文者宅に配送すること、若しくは、注文者が端末を店舗等で受領可能であることをいう。以下同じ。）する端末の注文受付締切日	令和９年３月３１日（水）
標準的な注文受付締切日	令和９年４月１５日（木）
令和９年３月末日まで受注分の配送完了日	令和９年４月３０日（金）
令和９年４月１日～１５日に受注分の配送完了日	令和９年６月３０日（水）

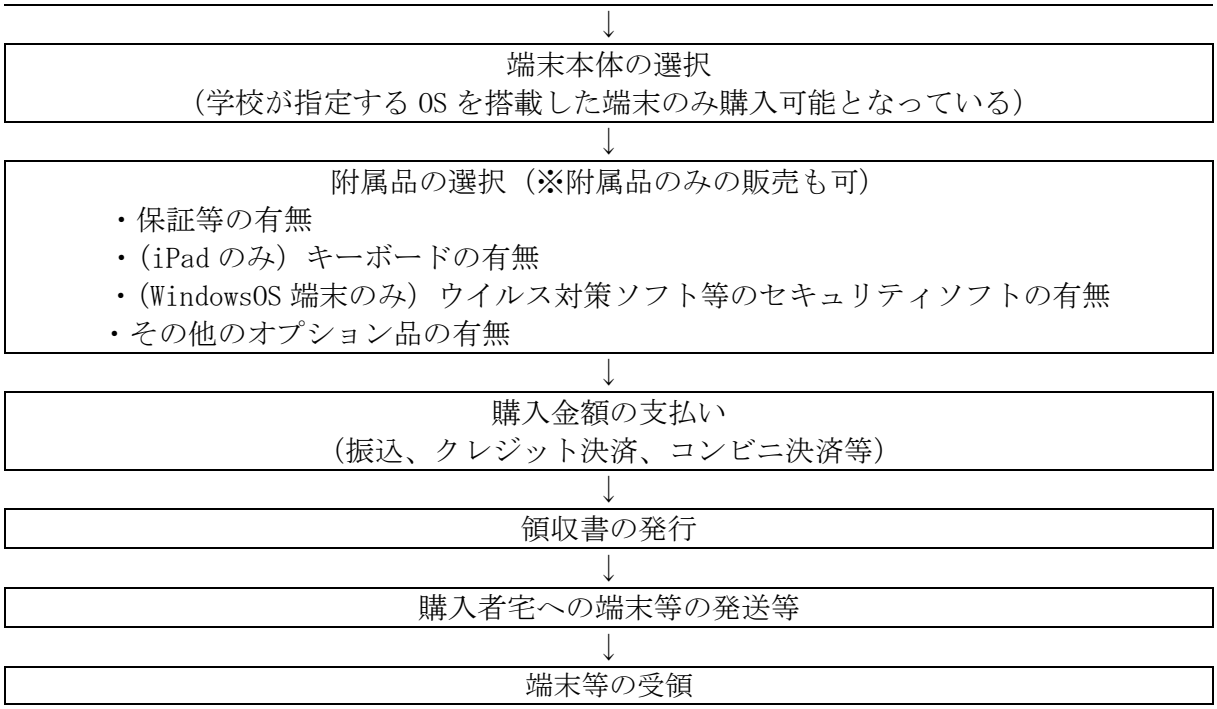
⑻　保護者等が端末等を購入するまでのイメージ図

※販売方法を EC サイトに限定するものではない。

学習者用端末等の購入案内チラシの入手（合格者説明会）

↓

チラシに記載された購入方法
（チラシに記載された EC サイトへのアクセス等）



⑼　留意事項

端末等の販売は、保護者等と販売事業者との直接契約となる。（県は契約当事者とならない。）

対象となる県立学校は、本協定締結後に情報提供する。（チラシを必要としない学校もある。）

本募集要領による販売事業者からの情報提供によらず、「県立学校等が独自に取扱販売事業者の選定や端末の確保を進めること」及び「保護者等がチラシを活用しないこと」については、差し支えないこととする。

３　応募に関する事項

⑴　参加者承諾事項

参加する者は、以下について全て承諾すること。

ア　本業務は、全て協定を締結した販売事業者の責任及び費用の負担において行うこと。

イ　原則、注文受付締切日までに、注文のあった台数分は全て受注すること。

ウ　「本業務によらず、県立学校等が独自に販売事業者を選定すること」及び「保護者等が本業務の購入案内チラシを活用しないこと」については、差し支えないこととすること。

エ　県は、協定を締結した販売事業者の売上を保証しないこと。（販売残となった在庫端末等の買上保証もしないこと。）

オ　本業務に関する県との協議に柔軟かつ真摯に対応すること。

⑵　参加者資格要件

参加する者は、以下資格要件を全て満たすこと。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当していない者であること。また、本募集の開始から企画提案書等提出期限日までに同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

イ　茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格がある者であること。ただし、本募集の開始から企画提案書等提出期限日

までに茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

エ　茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第１号から同条第３号に規定する者でないこと。

オ　宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

４　協定締結候補者の審査方法

⑴　審査委員会の開催

令和９年度茨城県立高等学校等新入生への学習者用端末の購入情報提供業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案について書面審査を実施する。（プレゼンテーションは実施しない。）

審査委員会において、合計点数及び各審査委員の意見等を総合的に判断し「ChromeOS 端末及び WindowsOS 端末の販売事業者」を最大３者、「iPadOS 端末の販売事業者」を１者、この他に「iPadOS 端末（リフレッシュ整備済）の販売事業者」を 1 者について候補者として選定する。

⑵　審査基準

	評価項目	評価着目点	重点
1	業務実績	類似性の高い業務実績があるか。	
2	実施体制	必要な人員が確保され、効率性、妥当性が認められるか。	
3	端末価格	端末本体価格が安価であるか。	◎
4-1	端末スペック	端末スペックが優れているか。 ・ChromeOS端末及びWindowsOS端末のみ	○
4-2	新モデルが発表された場合の対応	企画提案書提出から販売開始日までの間に新モデルの発表があった場合に、柔軟な対応ができるか。 ・iPadOS端末のみ	
5	端末オプション等	ウイルス対策ソフト（WindowsOS端末）、キーボード（iPadOS端末）のスペック及び価格が妥当であるか。 スタイラスペン、インナーバッグ等のオプション選択があるか。	
6	端末保証	物損以外（例：盗難など）にも対応しているか。 保証回数、価格の設定が妥当であるか。	
7	故障等対応	端末が故障又は破損等した場合に円滑に対応を受けられるか。	○
8	配送時期	受注以降速やかに配送されるか。 3月末日まで注文分の4月末日配送完了の実現性はあるか。	○
9	受注可能台数	販売期間内受注分は全て販売することができるか。 想定の受注見込を超える注文があった場合に柔軟に対応できるか。	
10	購入方法	保護者等が迷うことなく端末等を購入できるか。 購入後簡易な方法で領収書等が取得できるか。	○
11	対面対応	問合せや販売等で、対面での対応が可能であるか。 ※対面対応を必須とするものではないが、対面対応がある場合は評価する。	
12	個人情報管理	ISMS（JIS Q27001）認証やプライバシーマークを保有しているか。 または、同等の管理を行っているか。	
13	サポート窓口	保護者等からの問い合わせに円滑に対応できるか。	

14	独自の工夫	県及び学校の負担が軽減されるよう工夫がされているか。	

※１「重点」:◎…特に審査に重きを置く項目、〇…審査に重きを置く項目

※２「端末価格」:「ChromeOS 端末」、「WindowsOS 端末」、「iPadOS 端末」、「iPadOS 端末（リフレッシュ整備済)」をそれぞれ審査する。複数機種を提案の場合、OS 別に審査を希望する１機種のみ審査する。(以下同じ。)

※３「端末スペック」:「ChromeOS 端末」、「WindowsOS 端末」についてそれぞれ審査する。

※４「新モデルが発表された場合の対応」:「iPadOS 端末」について審査する。

⑶ 審査結果の通知

ア　審査結果は、様式第７号により、全ての参加者に電子メールで通知する。

イ　審査の内容は、一切公表しない。

ウ　審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

５　提出書類及び提出方法等

⑴ 提出書類　（全て PDF ファイルとし、ア及びイの２つを提出する）

ア　下記①から⑤を１つの PDF ファイルとしたもの。

イ　下記③から⑤を無記名（社名部分、ロゴ等を隠したもの）とし、１つの PDF ファイルとしたもの。

①　企画提案参加申込書兼申告書（様式第１号）

②　会社概要（様式第２号）

③　企画提案書（サイズ・向き A4・横、様式及び枚数は自由、下記（2）主な記載事項参照のこと。）

④　同種又は類似業務の受注実績整理表（様式第３号）

⑤　仕様要件回答書（様式第４号）

⑵ 企画提案書の主な記載事項

表紙は、「令和９年度茨城県立高等学校等新入生への学習者用端末の購入情報提供業務提案書」とすること。

以下ア～シで項目立てをすること。

ア　業務実績

イ　機器の調達、販売方法（ＥＣサイトの構築等）の体制

ウ　端末及び附属品のスペック、価格、送料等

・端末機種を複数提案の場合、OS 別に審査を希望する１機種を明示すること。

・iPadOS 端末提案の場合は、企画提案書提出から販売開始日までの間に新モデルの発表があった場合にどのような対応をとるか現時点での方針を併せて記載すること。

エ　端末の保証の内容、金額、保証期間等

オ　端末が故障又は破損等した場合の対応フロー

カ　配送時期

・令和９年３月末日までの受注分は、令和９年４月末日までに配送完了することについて実現性を記載すること。

キ　受注可能台数

・販売期間内受注分は全て販売することができるか記載すること。

ク　保護者等の購入及び支払い方法

・端末等を簡便な方法で購入できるか記載すること。

ケ　領収書又は販売証明書等のサンプル

コ　個人情報管理及びその資格等

サ　購入方法等を問い合わせる手段

シ　その他（県及び学校の負担軽減の方策等）

⑶ 提出期限

令和８年１１月１６日（月）午後４時（必着）

⑷ 提出方法

「９　担当課」記載の電子メールアドレスに送付すること。（１ファイル 20MB 以内、２ファイル合計 40MB 以内で送付すること。）

提出後、必ず「９　担当課」記載の電話あてに到着確認を行うこと。なお、電話による質問には応じない。

⑸ その他

提案は１事業者につき、１提案とする。（複数 OS を提案の際も、１提案に収める。）

「ChromeOS 端末」、「WindowsOS 端末」について、実際に販売する端末が後継機になることは認めるが、価格については、原則据え置くこととする。また、別途協議することとする。

「iPadOS 端末」について、実際に販売する端末が後継機種にならざるを得ない場合は、提案した機種と同程度の価格で販売することを原則とし、別途協議することとする。

６　本募集要領に係る質問

⑴ 受付期限

令和８年１０月２９日（木）午後４時までとする。

⑵ 受付方法

質問書（様式第５号）を「９　担当課」記載の電子メールアドレスに送付すること。

件名は、「【質問】令和９年度茨城県立高等学校等新入生への学習者用端末等の購入情報提供業務」とすること。

企画提案書の提出状況等は回答しない。

⑶ 回答方法

全質問に対する回答を一括して、令和８年１１月９日（月）までに県教育委員会のホームページに掲載する。なお、質問者名は公表しない。

7　協定の締結

⑴　候補者と協定締結に向けた手続きを行う。

⑵　候補者と業務協定締結に至らなかった場合、あるいは、候補者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との協定締結を行わず、審査委員会で次点の評価を受けた販売事業者と協定締結に向けた手続きを行うことがある。

⑶　協定を締結した販売事業者名は、「標準的な学習者用端末を比較的安価かつ安定して供給できるよう県と業務協定を締結した販売事業者」として県教育委員会のホームページで公表する。

8　留意事項

⑴　書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成４年法律第 51 条)に定める単位に限る。

⑵　提案の実現性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、ヒアリングや追加資料の提出を求めることがある。

⑶　参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第６号）を提出すること。

⑷　提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。

⑸　提出された企画提案書は返却しない。

⑹　提出された企画提案書は公表しない。

⑺　次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

ア　本募集要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
イ　提出期限までに所定の提出書類が整わなかったとき
ウ　提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
エ　提出書類に虚偽又は不正があったとき

9　担当課

〒310-8588　茨城県水戸市笠原町 978 番６号
茨城県教育庁学校教育部教育改革課 ICT 教育推進室
電話：029-301-5308
E-mail：kokyo6@pref.ibaraki.lg.jp